

西宮市スポーツ推進計画



スポーツの力で
西宮を元気に!!

平成26年3月

西宮市教育委員会



西宮市スポーツ推進計画とは

「スポーツ基本法」（平成23年8月施行）、文部科学省「スポーツ基本計画」（平成24年3月策定）・「兵庫県スポーツ推進計画」（平成24年12月策定）を踏まえ、西宮市では、スポーツ推進の基本的な考え方や主な施策の方向性を示すため、「西宮市スポーツ推進計画」を策定しました。

計画の位置付け

- 1 スポーツ基本法第10条第1項に基づき、スポーツ基本計画（国）、スポーツ推進計画（兵庫県）を参酌して、西宮市の実情に即して策定しました。
- 2 第4次西宮市総合計画における施策の大綱「いきがい・つながり」の部門別計画です。

計画の期間

- 平成26年度から平成35年度までの10年間です。
- 計画策定から概ね5年後に中間見直しを行います。

計画の目指すべき姿

本計画では、スポーツ基本法の前文で示された、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であることを踏まえ、「スポーツの力で西宮を元気に！」を合言葉にして、スポーツ推進施策に取り組みます。

平成25年度には、文教住宅都市宣言から50周年を迎え、文教住宅都市として一層魅力あるまちを目指すために、運動・スポーツの機能・役割を活用する必要があります。

運動・スポーツの担う機能・役割として、人と人、地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成し、地域社会の再生に寄与することが期待されています。

計画目標

この計画では、平成35年度において成人の週1回以上のスポーツ実施率を65%にすることを計画目標として、具体的な取り組みを推進します。

- ・週1回以上のスポーツ実施率が3人に2人（65%程度）
- ・週3回以上のスポーツ実施率が3人に1人（30%程度）
- ・健康な成人のスポーツ未実施者（1年間に一度もスポーツをしない者）の数値が0に近づくことを目標とします。

数値目標

（単位：％）

年度	H18	H23	H30	H35
週1回以上のスポーツ実施率	23	37	50	65
週3回以上のスポーツ実施率	8	16	25	30
健康な成人のスポーツ未実施率	60	33	15	0



今後10年間のスポーツ推進の基本方針

スポーツ基本法第10条において、文部科学省が定めたスポーツ基本計画を参酌して、地方の実情に応じて策定するよう努めることとされており、本市においても、スポーツ基本計画を参照し、スポーツ推進施策を構成しています。

計画の実現のため、今後10年間のスポーツ推進の基本方針を8つに分けて定め、それぞれについてスポーツ推進の方向を示しています。

1. 子どもの運動・スポーツ機会の充実
2. ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
3. 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備
4. 競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備
5. スポーツ活動を通じた交流の推進
6. スポーツ界の透明性、公平・公正性の向上
7. スポーツ界の好循環の創出
8. スポーツ施設の整備について

計画におけるスポーツの定義

運動・スポーツのうち、運動とは体力の維持・向上を目的として計画的・意図的に実施し、継続性のある身体活動を指しています。

スポーツとは、スポーツ基本法では「心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵（かん）養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動」と定められています。

本計画でも同様に捉え、オリンピック、プロスポーツ、国体などの記録を競ったり、勝敗を争ったりする競技スポーツだけでなく、地域交流が図られるレクリエーション活動、散歩、ラジオ体操などの軽い運動を含めた様々な身体活動を指します。

また、「する」スポーツだけでなく、スポーツ観戦を行うなどの「観る」観点や、大会運営等を支えるスポーツボランティアなどの「支える」観点もスポーツの新たな考え方として、本計画で取り扱います。

本計画においては、上記の考え方に従い、スポーツを広く捉えて普及・理解するため、「運動・スポーツ」と表記するとともに、今後の計画の推進においても、同様の表記に努めます。



西宮市観光キャラクター
みやたん

相棒のみにゃこ

基本方針1

子どもの運動・スポーツ機会の充実

今後の方向と目標

就学前の子どもが運動遊び等を通じて、スポーツの基礎に親しむ習慣を身につけるきっかけを作る。運動することの楽しさや喜びを味わわせ、豊かなスポーツライフにつながる学習や活動を展開する。地域社会全体が連携・協働して、スポーツクラブ21をはじめとした地域のスポーツ環境の充実により、子どもの運動・スポーツ機会を向上させる。

具体的施策展開

1 就学前の子どもの体力向上策の推進

- 文部科学省「幼児期運動指針」に基づいた事業の実施
- 体を動かした遊びに取り組む習慣や望ましい生活習慣を身につけさせる親子で参加できる事業の提供

2 学校の体育に関する活動の充実

- 各種スポーツ関係団体と連携した事業の実施
- 指導者研修会の実施

3 子どもを取り巻く運動・スポーツ環境の充実

- スポーツクラブ21等地域社会が中心となった事業実施の支援
- 市民の身近な野外活動及びレクリエーション活動の安全な実施
- 外郭団体や指定管理者の自主事業等を活用
- 運動・スポーツに親しむ機会の少ない子供たちに対する興味・関心を引き出す方策の検討



基本方針2

ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

今後の方向と目標

年齢、性別を問わず市民が運動・スポーツを行うようにするとともに、市民のスポーツ実施頻度の向上を目指し、スポーツ参加等を促進する環境整備を行う。安心してスポーツ活動を行うための環境整備とスポーツによって生じる事故等の防止軽減を図る。

具体的施策展開

1 ライフステージに応じたスポーツ活動等の推進

- ライフステージに応じた西宮市の各種スポーツ事業の推進

2 スポーツにおける安全の確保

- 安全に運動・スポーツの指導を行える指導者の育成
- 学校体育施設開放事業の安全な実施
- 市立スポーツ施設のバリアフリー化、耐震化工事の年次的整備

基本方針3

住民が主体的に参画する 地域のスポーツ環境の整備

今後の方向と目標

スポーツクラブ21がスポーツを通じて地域コミュニティの核となり、自主的・自立的な運営体制作りを目指す。
地域のニーズを踏まえたスポーツ指導者養成を推進する。

スポーツ基本法で示されたスポーツ推進委員に期待される役割を担うため、スポーツ推進委員の資質の向上を図る。

障害のある人が身近にスポーツ活動できる場所を提供する。

具体的施策展開

1 地域スポーツの中心となるスポーツクラブ21の育成

- 将来における望ましいスポーツクラブ21のあり方や支援策の検討
- 功労者表彰の実施を通じた士気向上策の実施
- 学校と地域の良好な関係の構築支援

2 地域スポーツ指導者の育成と充実

- 指導者としての意識の醸成や責任についての普及・啓発
- リーダーバンク等を活用したスポーツ指導者の充実

3 スポーツ推進委員の資質の向上

- スポーツ推進委員が自立して活動できる体制の構築
- スポーツ推進委員の選任方法の見直し、検討
- 熱意と能力があり、地域と行政の間で連絡調整が担えるスポーツ推進委員の選任
- 研修会への出席と本市関係事業への参画ができるスポーツ推進委員の選任
- スポーツ推進委員への障害者スポーツ指導者に必要な研修の奨励
- 功労者表彰等の実施を通じたスポーツ推進委員の士気向上

4 障害のある人の運動・スポーツ活動の振興

- 身近な地域で気軽に参加できるスポーツ活動の場所の提供
- スポーツ推進委員への障害者スポーツ指導者に必要な研修の奨励
- 市立スポーツ施設のバリアフリー化工事の年次的整備



基本方針 4

競技力の向上に向けた 人材の養成やスポーツ環境の整備

今後の方向と目標

国内全国大会等への出場を目指すトップアスリートを育成するため、体育協会との連携により、ジュニア期から高い技術を身につけるための支援を行う。

スポーツ指導者及び審判員等競技スポーツの推進に寄与する人材を養成する。

具体的施策展開

1 ジュニア期から高い技術を身につけるための支援

- 体育協会への補助金の交付等を通じたトップアスリート育成の間接的支援
- 顕彰制度の活用によるアスリートの士気の維持・向上
- アスリートの特性、発達段階、学業とのバランス等に配慮した支援の検討

2 スポーツ指導者及び審判員等の養成

- 多様な世代、レベルに応じた指導が行える指導者養成講習会の研究
- 地域の指導者に必要とされる研修会の実施
- スポーツ指導者に求められる社会性や品格についての研修の実施



基本方針 5

スポーツ活動を通じた交流の推進

今後の方向と目標

行政はスポーツ関係団体等の調整役として、事業実施はスポーツ関係団体が自立的に実行する体制を構築する。本市及びスポーツ関係団体等が連携した大会等の開催を支援する。

運動・スポーツを通じた市域を超えた交流や貢献活動を推進する。

具体的施策展開

1 大会等の開催

- 各種大会・つどいの参加者へ受益者負担の観点の浸透
- 各種大会・つどいの運営に行政が関与しない体制の構築
- スポーツボランティアの受け入れの検討

2 スポーツに係る交流及び貢献の推進

- 兵庫県スポーツ推進委員会実施事業への協力



基本方針 6

スポーツ界の透明性、公平・公正性の向上

今後の方向と目標

スポーツ関係団体と協力し、団体のガバナンスを強化し、透明性が高い組織運営体制を整備するよう支援する。運動・スポーツに関する紛争の迅速な解決と予防に向けた体制整備を推進する。

具体的施策展開

1 スポーツ関係団体のガバナンス強化と透明性向上に向けた取り組みの推進

- 外郭団体に対する経営の健全性等の評価を通じた定期的な関与
- スポーツ関係団体の運営の透明性の確保
- 施設利用料金の負担のあり方の検討と受益者負担の考え方の浸透
- スポーツクラブ21のクラブマネジメント及び財政的自立の支援
- 今後の社会体育リーダーバンクのあり方の検討

2 運動・スポーツに関する紛争の迅速・円滑な解決

- 施設管理・運営関係者の連携
- スポーツ推進委員やスポーツクラブ21に対する情報提供



基本方針 7

スポーツ界の好循環の創出

今後の方向と目標

トップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働を図り、スポーツ界における好循環の創出を目指す。市内の大学の人材・スポーツ施設を地域スポーツにおいて活用するための連携・協働の推進を図る。企業が有するスポーツ医・科学に関する研究成果を活用する。スポーツ行政を効果的に推進するための組織体制を整備する。スポーツ推進を活用した健康で明るいまちづくりを目指すとともに、市内のスポーツ資源を活用して、アスリートを輩出することを目指す。

具体的施策展開

1 トップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進

- プロスポーツ選手や企業チームによるスポーツ教室の開催と支援

2 大学との協働事業の開催

- 大学の教育方針と本市の教育的配慮等に基づいた連携
- 大学生のスポーツボランティアを受け入れる体制の構築

3 企業等での研究成果を活用する取組みの推進

- 企業等と協力した事業・講習会の開催
- 協賛・後援等企業協力の積極的な活用

4 スポーツ推進体制の整備

- 効果的にスポーツ行政を推進する体制の調査・研究

5 スポーツ関係者で構成される共同体「(仮称) スポーツ・ボード」の研究

- 既存のスポーツ関係団体の活動支援
- スポーツ資産の発掘と有効活用
- スポーツ関係者が集う共同体「(仮称) スポーツ・ボード」の研究



基本方針 8

スポーツ施設の整備について

今後の方向と目標

市民の利便性を高め、長期的な視点にたったスポーツ施設の整備を行うとともに、アスリートの育成など競技力の向上に必要な施設を確保する。

市民の多様なニーズに対応できる多目的アリーナとして新中央体育館を整備する。あわせて陸上競技場の再整備の検討を進める。

具体的施策展開

1 市民ニーズを反映したスポーツ施設の整備

- 施設の計画的な修繕、設備の更新、利用拡充の検討
- 施設予約のあり方について検討
- 将来的な施設の統合・再編の検討

2 競技力向上のための整備

- 競技力向上に必要な施設整備の研究
- 大学・企業等との施設の効果的な活用の検討

3 新中央体育館の整備

- 多様な用途に活用できるアリーナの施設計画や運営の検討
- 災害発生時に備えた多目的防災公園との一体的運用・整備の検討
- 新中央体育館建設を推進する委員会を設置し、基本構想などを協議・検討
- 新中央体育館の整備手法・管理運営方法などにおける民間活力の活用の検討と、広く市民の意見を反映できる方策の検討

4 新陸上競技場の整備

- 現・中央体育館移転後の活用策の検討
- 市民のニーズを反映した中核市にふさわしい施設整備の検討



西宮市スポーツ推進計画の全文は、ホームページに掲載されています。

西宮市教育委員会 スポーツ推進課

<http://www.nishi.or.jp/>